

## 申込方法・募集期間

### 申込方法

交付申請書に必要な書類を添えて、郵送または持参にて土地活用推進課へ提出してください。  
交付申請書は市のホームページや土地活用推進課窓口で入手できます。

交付申請書などの入手 ▶▶▶▶▶

### 募集数

- 土地活用バンク仲介手数料支援金/土地活用バンク物件成約奨励金 予算額の上限に達するまで  
※令和5年4月1日以降に売買契約が成立したものが対象です。
- 土地活用促進助成事業 予算額の上限に達するまで  
※当該年度分の土地・家屋の固定資産税を完納いただいたものが対象です。

### 開始日

令和5年4月～

※先着順とし、予算額の上限に達した場合は、募集を締め切ります。



## その他 利用できる 制度

### 陸前高田市へ移住・Uターンされる方

以下のような各種支援制度があります。

- 移住支援金
- いわて若者移住支援金

交付申請書などの入手 ▶▶▶▶▶

### 陸前高田市で事業展開される方

以下のような中小企業者向けの各種支援制度があります。

- 新規起業支援事業費補助金
- 事業拡大支援事業費補助金
- 立地奨励金・雇用奨励金・利子補給金・立地促進補助金 など

交付申請書などの入手 ▶▶▶▶▶



問い合わせ先

陸前高田市 建設部 土地活用推進課

TEL **0192-54-2111**

MAIL hukko@city.rikuzentakata.iwate.jp



陸前高田市  
City of Rikuzentakata



高田地区・今泉地区 復興土地区画整理事業地区内

土地バンク・支援金を使って

# 土地を活用 しませんか？

高田地区・今泉地区の復興土地区画整理事業地区内で実施している  
土地活用促進バンクを利用して土地を売却した方、  
土地を購入又は貸借して住宅等を建てた方、  
売買を仲介又は媒介した宅建業者を対象に市から補助金を交付します。

### 土地を 売却した方

成約時の仲介手数料を  
支援します！

土地活用バンク仲介手数料支援金

最大 **5** 万円

### 仲介又は 媒介した宅建業者

成約時に奨励金を  
交付します！

土地活用バンク物件成約奨励金

民有地  
1件あたり **10** 万円

市有地  
1件あたり **5** 万円

### 土地を 取得した方

住宅等を建てた方に  
地域商品券を助成します！

土地活用促進助成事業

10年間で  
最大 **100** 万円相当

## 土地利活用バンク仲介手数料支援金

土地を  
売却した方向け

バンクに登録した未利用地の売買が成立した場合に、その土地に登録した土地所有者に対して、宅建業者に支払った仲介手数料の一部を補助します。



### ● 対象者

バンクに登録した未利用地を宅建業者の仲介により売買が成立した場合の、その土地所有者で、バンクに宅建業者と共に売買価格を掲載している方（国、地方公共団体を除く）

### ● 補助対象経費

宅建業者に支払う仲介手数料

### ● 補助額

契約1件当たり宅建業者に支払った仲介手数料の額（最大5万円）

### ● 提出書類

① 交付申請書 ② 売買契約書（写） ③ 仲介手数料を支払ったことが確認できる書類

※その他、必要により書類の提出を求める場合があります

## 土地利活用バンク物件成約奨励金

仲介した  
宅建業者向け

バンクに登録された未利用地の売買が成立した場合に、その土地の売買を仲介又は媒介した宅建業者に対して、奨励金を支給します。



### ● 対象者

バンクに登録された未利用地の売買を仲介又は媒介した宅建業者

### ● 補助額

民有地：契約1件当たり10万円、市有地：契約1件当たり5万円

### ● 提出書類

① 交付申請書 ② 売買契約書（写） ③ 仲介手数料の支払いを受けたことが確認できる書類  
④ 媒介したことが確認できる書類

※その他、必要により書類の提出を求める場合があります

## 土地利活用促進助成事業

土地を  
取得した方向け

バンクに登録した土地を購入し、家屋を建設した方等に対して、土地と家屋の固定資産税分相当額を地域共通商品券で助成します。



### ● 対象者 ※以下のすべてに該当する方

- 土地利活用促進バンク制度を利用し、売買又は賃貸借契約を締結した方
- 土地の購入又は賃貸借契約締結の日から2年以内に対象家屋を建設又は購入した個人又は法人
- 対象物件に対する当該年度分の固定資産税を完納している方、また、市税等の滞納がない方
- 当該家屋の建設時又は購入時に、被災者に対する各種支援制度を受けていない方（被災者生活再建支援金、岩手県中小企業等復旧・復興支援補助金、県産業再生特区による税制優遇等）

### ● 対象区域及び土地

高田地区及び今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内のかさ上げ部又は平地部に換地され、土地利活用促進バンクに登録された土地（右図）



赤色着色部：対象区域

高田地区



今泉地区

### ● 対象家屋

住宅、住宅兼店舗、店舗、貸家、事務所、事業所、倉庫等  
※建築基準法に基づく建築確認申請を行い、検査済証の交付を受けたものに限り

### ● 補助額

対象となる土地及び家屋の固定資産税相当額分を、陸前高田地域共通商品券にて支給（年間20万円上限とし、10年間 期間内最大100万円）

### ● 提出書類

- 当概年度分の家屋の固定資産税を完納いただいた後、下記書類を提出
- ① 陸前高田市土地利活用促進助成事業交付申請書  
※住民税等が他市町村課税の申請者及び世帯員については、納税証明書を添付
  - ② 対象家屋の建築検査済証（写）
  - ③ 対象固定資産税の課税明細書（写）

